

二戸市貸し事業所条例

(設置)

第1条 新規に事業を展開しようとする企業及び事業規模の拡大を図ろうとする企業又は新分野への事業の展開を図ろうとする企業を支援し、もって特色ある企業の創出と地域産業の発展に資するため、二戸市貸し事業所（以下「貸し事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 貸し事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
二戸市貸し工場	二戸市浄法寺町明神沢56番地2
にのへ情報オフィス	二戸市石切所字穴切20番地1

(対象者)

第3条 二戸市貸し工場を使用しようとする者は、製造業その他製造業に関連する業種に属し、次に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。

- (1) 市内の在住者で新たに事業の展開を図ろうとするもの
- (2) 市内に工場等を有している企業で規模の拡大を図ろうとするもの
- (3) 市の農林業と関連する業種の企業を展開しようとする者
- (4) 相当数の雇用が確実と認められ、市内に工場等を展開しようとする者

2 にのへ情報オフィスを使用しようとする者は、情報通信業その他情報通信業に関連する業種に属し、次に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。

- (1) 市内の在住者で新たに事業の展開を図ろうとするもの
- (2) 市内に事務所等を有している企業で規模の拡大を図ろうとするもの
- (3) 相当数の雇用が確実と認められ、市内に事務所等を展開しよう

とする者

（使用の許可）

第4条 貸し事業所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、貸し事業所の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

（1） 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

（2） 貸し事業所の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

（3） 貸し事業所の管理上支障があるとき。

3 市長は、貸し事業所の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 貸し事業所において、次に掲げる行為をしようとする者（前条第1項の許可を受けて使用する場合は除く。）は、市長の許可を得なければならない。

（1） 行商、募金その他これに類する行為をすること。

（2） 業として写真を撮影すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

（使用の禁止）

第6条 貸し事業所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

（2） 指定した場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

（3） 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

（4） 立入禁止区域に立ち入ること。

（5） 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車する

こと。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「入居者」という。）に対し、当該許可を取り消し、又は行為の中止若しくは貸し事業所からの退去を命ずることができる。

- （1） この条例及びこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- （3） 使用料を3月以上滞納したとき。
- （4） 正当な理由によらないで、1月以上貸し事業所を使用しないとき。
- （5） その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（使用料）

第8条 入居者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第9条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 第7条第4号又は第5号の規定に基づき市長が使用の許可を取り消したとき。
- （2） 入居者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- （3） その他市長が特別な理由があると認めるとき。

（敷金）

第11条 敷金は、入居の際徴収するものとし、その額は、入居時におけ

る使用料の3月分に相当する額とする。

- 2 前項の敷金は、入居者が貸し事業所を返還し、又は明け渡したときに還付する。この場合において、未納の使用料、損害賠償金又は第7条第3号の金銭があるときは、敷金のうちからこれらを控除して還付するものとする。

- 3 敷金には、利息をつけない。

(損害賠償等)

第12条 施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浄法寺町貸し工場設置条例(平成12年浄法寺町条例第36号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成20年3月19日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに改正前の二戸市貸し工場条例の規定により使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例

例規編集実演課題②

による。

附 則（平成20年 9 月30日条例第34号）

この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表中にのへ情報オフィスの項、第 3 条第 2 項及び別表中入居施設の部にのへ情報オフィスの項については、規則で定める日から施行する。（平成20年10月規則第72号で、同20年11月 1 日から施行）

附 則（平成21年 7 月14日条例第11号）

この条例は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 8 月10日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成24年 8 月規則第15号で、同24年 9 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の二戸市貸し事業所条例の規定により、平成24年 6 月28日以前に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月20日条例第 9 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

名称		使用料の額
入居 施設	二戸市貸し工場 1 号棟	月額140円（1 平方メートル当たり）
	二戸市貸し工場 2 号棟	月額100円（1 平方メートル当たり）
	二戸市貸し工場 3 号棟	月額250円（1 平方メートル当たり）
	にのへ情報オフィス	月額290円（1 平方メートル当たり）